

■新水道料金表と料金計算方法

水道料金は、お使いの水道メーターの口径に基づく基本料金と、使用水量に応じた水量料金により算出します。改定後の水道料金表は次のとおりです。

改定後の水道料金表(2カ月当たり・消費税別)						※()は改定前の料金	
口径		基本料金		水量料金(1㎡当たり)		臨時用(1㎡当たり)	
13mm 一般家庭用	2,560円(2,330円)	1～10㎡まで		5円 (基本水量内のため0円)		245円 (210円)	
		11～20㎡まで		10円 (基本水量内のため0円)			
		21～30㎡まで		185円(155円)			
		31～50㎡まで		195円(155円)			
		51～100㎡まで		210円(170円)			
		101～500㎡まで		230円(190円)			
		501㎡以上		245円(210円)			
20mm	8,200円(7,450円)	1～10㎡まで		210円(170円)			
25mm	14,670円(13,340円)	11～100㎡まで 101～500㎡まで 501㎡以上		220円(170円)			
30mm	23,220円(21,110円)			230円(190円)			
40・50mm	44,400円(40,360円)			245円(210円)			
75・100mm	85,380円(77,620円)						
150・200mm	164,210円(149,280円)						

■改定後の料金イメージ(2カ月当たり・消費税込み)

メーター口径		13mm	13mm	13mm	20mm	40mm	75mm
使用水量／2カ月		15㎡	30㎡	50㎡	150㎡	1,000㎡	10,000㎡
使用者のイメージ		 一人暮らし	 二人暮らし	 4人家族	 コンビニ	 スーパーマーケット	 工場
現行料金		2,563円	4,268円	7,678円	37,345円	262,196円	2,382,182円
改定後	新料金	2,926円	5,016円	9,306円	45,760円	308,880円	2,779,458円
	差 額	363円	748円	1,628円	8,415円	46,684円	397,276円

改定後の水道料金の計算表や早見表、詳細な改定内容は、11月・12月の検針票と合わせて配布している「すいどう通信」のほか、町公式ホームページをご覧ください。インターネットでの検索のほか、スマートフォンで右のコードを読み込んでいただいてもアクセスできます。



▼なぜ料金改定が必要なの？

寄居町は山地が多く、水を安定してお届けするには、ポンプ場や配水池など、さまざまな水道施設が必要です。町に布設された総延長約22.2キロメートルの水道管のほか、水道施設等も含めて計画的な更新を行っています。人口減少や水道水の使い方の変化により、料金収入は減少が見込まれる一方、更新には多額の費用が必要となつて、資材価格の高騰等により、支出の増加が見込まれることから、このままでは経営状況が悪化して、安定した水の供給が難しくなっています。また、経営改善の努力だけでは財源を補いきれないため、企業債を発行(借金)していますが、それでも資金が不足することが見込まれています。

消費税率の改定による料金の改定を除いて、24年間値上げを行ってこなかった料金ですが、将来にわたり、安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、水道委員会や議会での審議を経て、料金を改定することとしましたので、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

▼料金改定の主な内容

○令和7年4月1日から水道料金全体で約22%値上げします。このうち、基本料金は、現行の料金から約10%の値上げとなり、全口径で平成23年4月に値下げする前の水準に戻すこととなります。

○改定前の基本料金に含まれている、口径13mmの基本水量(1カ月10㎡)を廃止します。

○水量料金の使用区分を、口径13mmは4段階から7段階へ、口径20mm以上は3段階から4段階へ改定します。

※口径の大きい使用者は、使用水量によって平均改定率が22%を超える場合があります。

※水道料金の改定であり、下水道等(公共下水道・農業集落排水・公設浄化槽)使用料の改定ではありません。

■改定の実施時期

- 令和7年4月以前から引き続き水道を使用している方は、令和7年6月の検針以降の料金から適用となります。
- 奇数月検針の方は令和7年7月検針分から新料金を適用します。
 - 偶数月検針の方は令和7年6月検針分から新料金を適用します。

区域	大字(順不同)	検針月
荒川北区域	寄居、末野、藤田、桜沢、用土	奇数月
荒川南区域	鉢形、露梨子、保田原、小園、三ヶ山、折原、立原、秋山、三品、西ノ入、富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里、金尾、風布	偶数月

行政
インフォメーション

INFORMATION

水道料金を改定します

将来にわたり、安全・安心な水道水を安定してお届けするために、令和7年4月1日から水道料金を改定します。

図 上下水道課 ☎581・2121 内線261・262



寄居町水道委員会を
開催しました



10月29日に、令和6年度第2回寄居町水道委員会(坂本建治会長)が開催されました。

委員会では、5月に答申した水道料金改定に係るその後の経過や、令和5年度決算の状況等についての報告があり、委員の方からさまざまな意見が出されました。詳しい内容については、町公式ホームページに掲載していますのでご覧ください。

図 上下水道課

☎581・2121
内線262・266

